

関島社会保険労務士事務所便り

2013年
3月号

社会保険労務士・行政書士
関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話 : 03 - 3609 - 7668

FAX : 03 - 3609 - 5010

HP : <http://www.srseki.info>



4月からの国民年金保険料等について

◆国民年金保険料は月60円引上げ

2月5日に発出された告示(平成25年厚労告第18号)により、平成25年度の保険料額は、前年度より60円引き上げられ、15,040円になります。

なお、保険料を前納した場合には、毎月納付するよりも割り引かれた額での納付となります。それぞれ次の額となりますが、納付方法により割引率が異なりますので注意が必要です。

(1) 1年間の保険料を前納するとき

- ・口座振替納付
176,700円(3,780円の割引)
- ・現金納付またはクレジットカード納付
177,280円(3,200円の割引)

(2) 6カ月間の保険料を前納

- ・口座振替納付
89,210円(1,030円の割引)
- ・現金納付またはクレジットカード納付
89,510円(730円の割引)

(3) 1カ月間の保険料を早期納付

- (その月の保険料をその月末に納付)
- ・口座振替納付
14,990円(50円の割引)

なお、1カ月間の保険料を現金で早期納付した場合、またクレジットカードで毎月

納付する場合には割引の適用はありません。

◆協会けんぽ健康保険料率 据え置き

2月6日に告示(平成25年厚労告第19号・第20号)が発出され、平成25年度の協会けんぽの健康保険料率(介護保険料含む)については、据置きとなりました。

◆雇用保険料率 据え置き

昨年12月19日に告示(平成24年厚労告第588号)が発出され、平成24年度の料率を据え置き、一般の事業で1.35%、農林水産・清酒製造の事業で1.55%、建設の事業で1.65%となりました。

◆厚生年金保険料率は9月に引上げ

今年8月分(9月納付分)までの保険料率は、一般16.766%、船員・坑内員17.192%となっていますが、9月分(10月納付分)からは、一般17.12%、船員・坑内員17.44%となります。



報酬月100万円の社長さんの年金

報酬は高くても年金額は300万円以下

会社の社長さんの報酬が高くても、年金額となると意外と低いものです。というのは、厚生年金の標準報酬月額には最高限度額があって、長年にわたって62万円のままになっているからです。

そのため、社長さんだからと言って年金額は決して多くはありません。配偶者加算を除く厚生年金額（基金除く）が300万円を超す人は、滅多にお目にかかりません。

報酬が100万円の社長さんの例

報酬が100万円の社長さんも、報酬比例部分の支給開始年齢になると、年金請求書を年金事務所に提出しなければなりません。

社長さんが年金請求書を提出しても、在職老齢年金は受給できませんが、それでも、年金証書は届きます。年金証書の支給額欄は、全額停止でゼロになっています。

年金支給開始年齢になった時に手続きを済ませておきますと、給料が下がったり、辞めたりした時、また、65歳時の手続きがスムーズに運びます。

国民年金の繰上げ支給と混同して65歳まで遅らせても、厚生年金は何のメリットもありません。

65歳になると老齢基礎年金全額支給

社長さんが65歳になりますと、「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」が受給できるようになります。

このとき、老齢基礎年金は全額支給ですが、老齢厚生年金は「在職老齢年金」になり、全額停止になります。

この65歳時に、70歳前に辞めることなどが考えられる場合は、繰下げ支給（月0.7%増、1年につき8.4%増額）を選択しておいた方が得です。繰下げ支給は、65歳時にしか選択できなく、老齢厚生年金、老齢基礎年金の両方ともでも、別々でも可能です。

なお、社長さんは70歳になるまでは厚生年金の被保険者ですから、厚生年金保険料を納めなければなりません。

70歳になっても老齢厚生年金は支給停止

社長さんが70歳になると、65歳以降かけた保険料に見合った年金額が「老齢厚生年金」に加算されます。

社長さんが70歳以降も在職しますと、厚生年金の被保険者ではなくなりますので、保険料は収めません。

しかし、昭和12年4月2日以降生まれの人の厚生年金は、65歳からの在職老齢年金の仕組みが適用され、報酬が100万円の社長さんの年金は、報酬を大幅に引き下げるか、辞めない限り75歳になるまでは老齢厚生年金は支給停止されます。

社長さんが75歳になると満額支給

社長さんの給料が100万のままで、これまで掛けた保険料分の年金のすべてがもらえるのは、被保険者資格を喪失するか、75歳になってからということになります。



月80時間を超す時間外労働は要注意

業務と発症との関連強いと判断される

◆過重労働は損害賠償請求対象

過重労働による脳心臓疾患およびうつ病等精神疾患のいずれも、労災認定とともに民事損害賠償請求の対象となります。

過重労働の判断に際し、極めて重要な判断基準になっているのが、発症前の時間外・休日労働時間数の状況です。

◆過労死の労災認定基準

いわゆる過労死に係る労災認定基準(平成13年12月12日基発1063号)によれば、「発症前1か月におおむね100時間又は発症前2か月ないし6か月にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できる」とされています。

◆精神疾患の労災認定基準

また、精神疾患の労災認定においても、平成23年12月に発出された新判断指針(平成23年12月26日付基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」)において、以下の場合、業務上認定される可能性が高いことが明確化されました。

- ① 発病直前1か月当たりの時間外労働時間数が概ね160時間以上、または3週間で概ね120時間以上の場合
- ② 発病直前の連続した2か月間に、1月当たり概ね120時間以上の時間外労働を

行い、その業務内容が通常その程度の時間外労働を要するものであった場合

③ 発病直前の連続した3か月間に、1月当たり概ね100時間以上の時間外労働を行い、その業務内容が通常その程度の時間外労働を要するものであった場合

その他、発病直前に月100時間程度となる時間外労働とその他の業務上の出来事(例えば配転など)が重なり合った場合も、労災認定される可能性が示されています。

以上の通り、いわゆる過労死、過労自殺等に係る労災認定においては、36協定が適法に締結・届出されていたとしても、限度基準に定める上限時間数を超え、1か月100時間超(脳・心臓疾患の労災認定では、2～6か月平均80時間超も含む)に達する時間外労働自体が「業務に内在する危険」と捉えています。

◆医師の面接指導

- ①月100時間超の時間外・休日労働を行い、かつ疲労の蓄積が認められ、本人から申出があったときは医師の面接指導を受けさせなければならない。(義務規定)
- ②月80時間超えの時間外・休日労働を行い、かつ疲労の蓄積が認められ、本人から申出があったときは医師の面接指導を受けられるよう努力しなければならない。(努力義務)

期 間	一般の時間外労働時間の上限	1年単位の变形労働時間制の上限
1週間	15時間	14時間
2週間	27時間	25時間
4週間	43時間	40時間
1か月	45時間	42時間
2か月	81時間	75時間
3か月	120時間	110時間
1年	360時間	320時間

上記上限時間を超えて時間外労働を行う場合は、労使協定で特別条項を定める必要があります。

●2012年、労災死傷者、3年連続で増加

厚生労働省は25日、2012年の労働災害の動向を公表した。死傷者数は前年比2,266人・2.0%増の11万4,458人で3年連続の増加となった。昨年8月末の段階で前年同期比4.8%増となっていたことから、同省では、労災防止に向けた取組を強化するとともに、9月には関係団体に対し労災防止活動の徹底を要請した。(2月25日)

●2012年の非正規労働者が過去最高

総務省が2012年平均(速報)の労働力調査詳細集計を発表し、雇用者に占める非正規労働者(派遣やパートなど)の割合が35.2%(前年比0.1ポイント上昇)となり、3年連続で過去最高を更新したことがわかった。実数としてみると、前年より2万人増えて1,813万人で最高となったが、正規労働者は、3,340万(前年比12万人減)となった。(2月20日)

●働き盛りで「孤立無業」162万人に

玄田有史・東大教授のグループが5年に1度行われる「社会生活基本調査」を基にまとめた調査結果によると、20歳から59歳の働き盛りで未婚、無職である男女のうち、社会と接点がない「孤立無業者」が162万人(2011年時点)に上ることがわかった。不況による就職難やリストラなどが影響し、2006年の112万人と比べて4割強増えた。社会保障費の増加を抑えるためにも、対策が急務だと訴えている。(2月18日)

●内部告発、5割超が前向き

サラリーマンを対象に行われたアンケート調査(実施:共同ピーアール)で、勤務

先の不祥事を知った場合に内部告発をしようと考えている人が53.3%に上ることがわかった。前回(2003年)の調査を7.3ポイント上回っており、前向きな人が増えているが、「匿名でなら告発する」という人の割合が多く、2006年に施行された公益通報者保護法が十分に機能していないとの不満が強いこともわかった。(2月17日)

●ローソン若手社員の年収3%アップへ

ローソンは、2013年度から20代後半～40代の社員の年収を平均3%(平均約15万円)引き上げることを発表した。年2回支給している賞与に上乘せする。同社の新浪社長は政府の産業競争力会議のメンバーとなっており、所得拡大を掲げる政府の方針に率先して賛同した形となる。(2月7日)

●製造業の就業者が1,000万人割る

総務省が2012年12月の「労働力調査」の結果を発表し、製造業における就業者が998万人(前年同月比35万人減)となり、51年ぶりに1,000万人を下回ったことがわかった。生産拠点の海外移転や不況による人員削減により、就業者数はピーク時(1992年10月)の1,603万人から約20年で600万人以上も減少した。(2月1日)

●給与総額が過去最低 31万4,236円

厚生労働省が2012年の「毎月勤労統計調査」の結果を発表し、ボーナスを含む現金給与総額は月平均31万4,236円(前年比0.6%減)で、2年連続で減少したことがわかった。リーマンショックで過去最低だった2009年の31万5,294円を下回り1990年以降で最低となった。(1月31日)